

PCB廃棄物を保管している 事業者のみなさまへ

問い合わせ窓口

- 全般、適正保管、漏洩補修、電気機器のPCB調査、PCB分析等：
産業廃棄物適正処理推進センター（PCB担当）（公財）産業廃棄物処理事業振興財団内）03-5297-5651
- トランス・コンデンサ・安定器等（高濃度PCB）の処分、中小企業者等の処分費用の軽減措置：
日本環境安全事業㈱（JESCO）03-5765-1911
- トランス・コンデンサ等の電気機器全般：（一社）日本電機工業会 03-3556-5885
- 安定器のPCB含有の有無：（一社）日本照明工業会 03-6803-0501

都道府県

北海道	環境生活部環境局	循環型社会推進課	011-204-5199
青森県	環境生活部	環境政策課	017-734-9248
岩手県	環境生活部	資源循環推進課	019-629-5381
宮城県	環境生活部	循環型社会推進課	022-211-2463
秋田県	生活環境部	環境整備課	018-860-1624
山形県	環境エネルギー部	循環型社会推進課	023-630-2323
福島県	生活環境部	産業廃棄物課	024-521-7264
茨城県	生活環境部	廃棄物対策課	029-301-3027
栃木県	環境森林部	廃棄物対策課	028-623-3107
群馬県	環境森林部	廃棄物・リサイクル課	027-226-2824
埼玉県	環境部	産業廃棄物指導課	048-830-3136
千葉県	環境生活部	廃棄物指導課	043-223-2757
東京都	環境局廃棄物対策部	産業廃棄物対策課	03-5388-3573
神奈川県	環境農政局環境部	資源循環課	045-210-4149
新潟県	県民生活・環境部	廃棄物対策課	025-280-5161
富山県	生活環境文化部	環境政策課	076-444-9618
石川県	環境部	廃棄物対策課	076-225-1474
福井県	安全環境部	循環社会推進課	0776-20-0382
山梨県	森林環境部	環境整備課	055-223-1518
長野県	環境部	廃棄物対策課	026-235-7187
岐阜県	環境生活部	廃棄物対策課	058-272-8217
静岡県	くらし・環境部環境局	廃棄物リサイクル課	054-221-2424
愛知県	環境部	廃棄物監視指導室	052-954-6236
三重県	環境生活部廃棄物対策局	廃棄物・リサイクル課	059-224-2475
滋賀県	琵琶湖環境部	循環社会推進課	077-528-3474
京都府	文化環境部環境・エネルギー局	循環型社会推進課	075-414-4730
大阪府	環境農林水産部	環境管理室事業所指導課	06-6210-9583
兵庫県	農政環境部環境管理局	環境整備課	078-362-3280
奈良県	くらし・創造部景観・環境局	廃棄物対策課	0742-27-8747
和歌山県	環境生活部環境政策局	循環型社会推進課	073-441-2692
鳥取県	生活環境部	循環型社会推進課	0857-26-7562
島根県	環境生活部	廃棄物対策課	0852-22-6151
岡山県	環境文化部	循環型社会推進課	086-226-7308
広島県	環境県民局	産業廃棄物対策課	082-513-2963
山口県	環境生活部	廃棄物・リサイクル対策課	083-933-2988
徳島県	県民環境部	環境整備課	088-621-2269
香川県	環境森林部	廃棄物対策課	087-832-3226
愛媛県	県民環境部環境局	循環型社会推進課	089-912-2358
高知県	林業振興・環境部	環境対策課	088-821-4523
福岡県	環境部	廃棄物対策課	092-643-3363
佐賀県	くらし・環境本部	循環型社会推進課	0952-25-7108, 7078
長崎県	環境部	廃棄物対策課	095-895-2373
熊本県	環境生活部環境局	廃棄物対策課	096-333-2278
大分県	生活環境部	廃棄物対策課	097-506-3127
宮崎県	環境森林部	循環社会推進課	0985-26-7081
鹿児島県	環境林務部	廃棄物・リサイクル対策課	099-286-2596
沖縄県	環境生活部	環境整備課	098-866-2231

政令で定める市

旭川市	環境部	環境対策課	0166-25-6369
札幌市	環境局環境事業部	事業廃棄物課	011-211-2927
函館市	環境部	環境対策課	0138-51-0740
青森市	環境部	廃棄物対策課	017-761-4012
盛岡市	環境部	廃棄物対策課産業廃棄物対策室	019-626-7573
仙台市	環境局廃棄物事業部	廃棄物指導課	022-214-8235, 8236
秋田市	環境部	廃棄物対策課	018-866-2076
郡山市	生活環境部	廃棄物対策課	024-924-3171

いわき市	生活環境部	廃棄物対策課	0246-22-7604
宇都宮市	環境部	廃棄物対策課	028-632-2929
前橋市	環境部	廃棄物対策課	027-898-5953
高崎市	環境部	産業廃棄物対策課	027-321-1325
さいたま市	環境局資源循環推進部	産業廃棄物指導課	048-829-1607
川崎市	環境部	産業廃棄物指導課	049-239-7007
千葉市	環境局資源循環部	産業廃棄物指導課	043-245-5682
船橋市	環境部	産業廃棄物課	047-436-3810
柏市	環境部	産業廃棄物対策課	047-7167-1696
横浜市	資源循環局事業系対策部	産業廃棄物対策課	045-671-2513
川崎市	環境局生活環境部	廃棄物指導課	044-200-2596
横浜質	資源循環部	廃棄物対策課	046-822-8523
相模原市	環境経済局資源循環部	廃棄物指導課	042-769-8335
新潟市	環境部	廃棄物対策課産業廃棄物指導室	025-226-1411
富山市	環境部	環境政策課	076-443-2178
金沢市	環境局	環境指導課	076-220-2528
長野市	長野市環境部	廃棄物対策課	026-224-7320
岐阜市	環境事業部	産業廃棄物指導課	代058-265-4141内6271
静岡市	環境局廃棄物対策部	産業廃棄物対策課	054-221-1363
浜松市	環境部	産業廃棄物対策課	053-453-6110
名古屋	環境局事業部	廃棄物指導課	052-972-2392
豊田市	環境部	廃棄物対策課	0565-34-6710
豊橋市	環境部	廃棄物対策課	0532-51-2410
岡崎市	環境部	廃棄物対策課	0564-23-6871
大津市	環境部	産業廃棄物対策課	077-528-2062
京都市	環境政策局	事業系廃棄物対策室	075-366-1394
大阪市	環境局環境管理部	環境管理課産業廃棄物規制グループ	06-6630-3284
堺市	環境局環境保全部	産業廃棄物対策課	072-228-7476
東大阪市	環境部	産業廃棄物対策課	06-4309-3207
高槻市	産業環境部	資源循環推進課	072-675-3695
豊中市	環境部	環境センター減量推進課	06-6858-3070
神戸市	環境局	事業系廃棄物対策室	078-322-5306
姫路市	環境局美化部	美化業務課産業廃棄物対策室	079-221-2405, 2418
尼崎市	経済環境局	産業廃棄物対策担当	06-6489-6310
西宮市	環境局環境総括室	産業廃棄物対策課	0798-35-3277
奈良市	環境部	産業廃棄物対策課	0742-34-4592
和歌山市	市民環境局環境事業部	産業廃棄物課	073-435-1221
岡山市	環境局	産業廃棄物対策課	086-803-1303, 1304
倉敷市	環境局リサイクル推進部	産業廃棄物対策課	086-426-3385
広島市	環境局業務部	産業廃棄物指導課	082-504-2225, 2226
呉市	環境部	環境政策課	0823-25-3302
福山市	経済環境局環境部	廃棄物対策課	084-928-1168
下関市	環境部	廃棄物対策課	083-252-7152
高松市	環境局	環境指導課	087-839-2380
松山市	環境部	廃棄物対策課	089-948-6624
高知市	環境部	廃棄物対策課	088-823-9427
北九州市	環境局環境監視部	産業廃棄物対策室	093-582-2178
福岡市	環境局循環型社会推進部	産業廃棄物指導課	092-711-4303
大牟田市	環境部	廃棄物対策課	0944-41-2732
久留米市	環境部	廃棄物指導課	0942-30-9148
長崎市	市民局環境部	廃棄物対策課	095-829-1159
佐世保市	環境部	廃棄物指導課	0956-20-0660
熊本市	環境局	ごみ減量推進課事業ごみ対策室	096-328-2362
大分市	環境部	清掃管理課産業廃棄物対策室	097-537-7953
宮崎市	環境部	廃棄物対策課	0985-21-1763
鹿児島市	環境局清掃部	廃棄物指導課	099-216-1289
那覇市	環境部	廃棄物対策課	098-951-3231

PCB^{*} 廃棄物とは

^{*}ポリ塩化ビフェニル

PCBは燃えにくく電気絶縁性に優れていたため、トランスやコンデンサ等の電気機器の絶縁油として広く使用されました。しかし、有害であることが判明したため、昭和47年以降は製造や新たな使用は禁止されました。このため、絶縁油にPCBを使用したトランスやコンデンサ等で廃棄物になったものはPCB廃棄物として特別な保管・処分をしなければなりません。



トランス



コンデンサ



- PCB 廃棄物はPCBの漏洩が生じないように適正に保管・管理してください。
- 保管及び処分の状況について都道府県知事（政令で定める市にあっては市長）に毎年届け出なければなりません。
- 収集運搬や処分するときは許可業者に委託しなければなりません。
- PCB 廃棄物の譲り渡し、譲り受けは原則禁止されています。



環境省



PCB廃棄物を処分するまでの流れ

届出

■ PCB 特別措置法による届出

保管・処分の状況について、毎年6月末までに都道府県知事（又は政令で定める市長）に届出なければなりません。また、PCB廃棄物の保管場所を変更したときは10日以内に変更届を変更前後の都道府県知事に、保管事業者と相続、合併、分割があったときは30日以内に承継届を都道府県知事に提出しなければなりません。届出様式は都道府県ホームページ又は環境省ホームページから入手できます。 <http://www.env.go.jp/recycle/poly/todokede/index.html>



■ 日本環境安全事業株式会社（JESCO）への登録

高濃度PCBを使用したトランス、コンデンサ、蛍光灯安定器等の処分はJESCOでしかできません。処分するためには、事前の登録（無料）が必要です。登録様式等の詳細はJESCOホームページから入手できます。 http://www.jesconet.co.jp/customer/discount_02.html

収集・運搬

■ PCB廃棄物の収集運搬業許可を取得している業者に委託しなければなりません。

■ 委託契約の締結、マニフェスト（伝票）の交付・保存（5年間）、搬出の立ち合いが必要です。



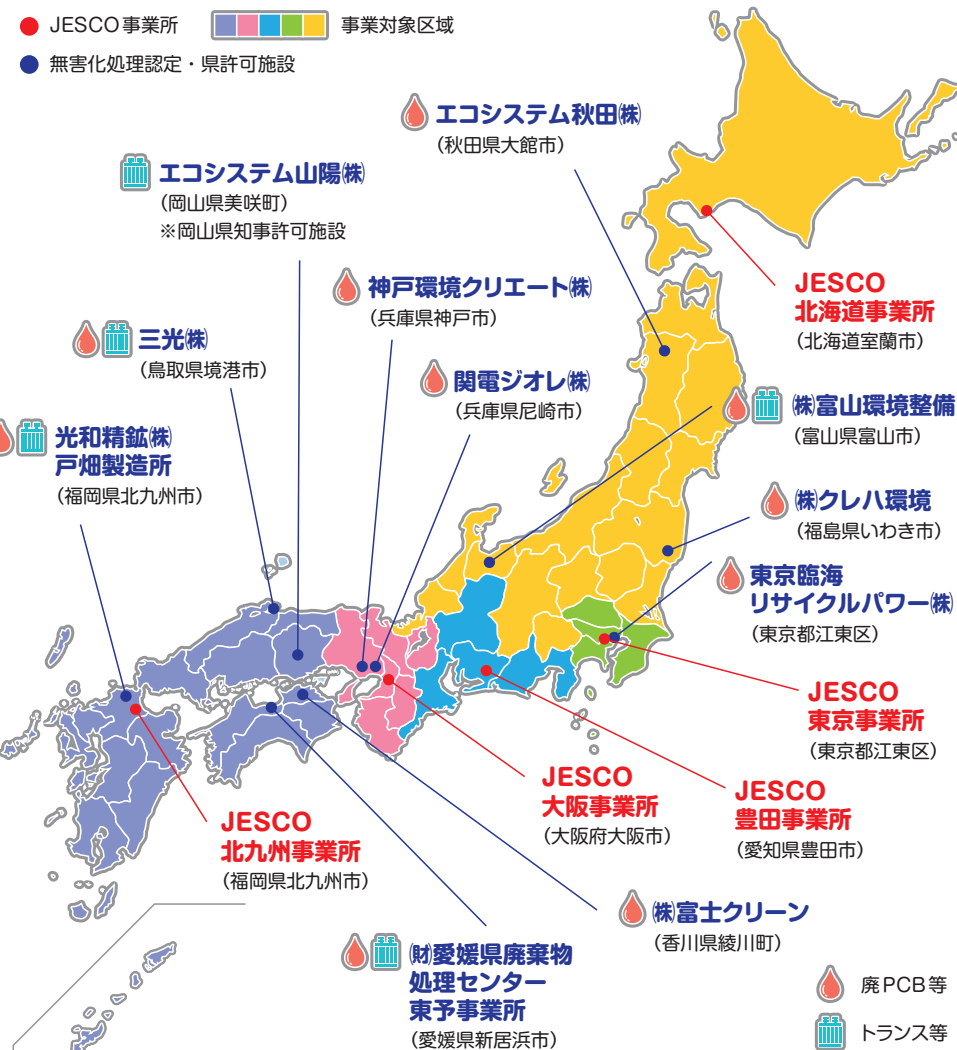
処分

■ 委託契約、マニフェストの保存

収集運搬の際と同様に、保管事業者と処分業者の2者間で委託契約を締結しなければなりません。また、処分業者から返送されたマニフェストは5年間保存しなければなりません。

■ 処分先（平成25年8月末時点）

- **高濃度PCB廃棄物**：日本環境安全事業株式会社（JESCO）
JESCOでは全国を5ブロックに分けて広域的に処分をしています。保管事業者の地域ごとに処分するJESCO事業所が決まります。 <http://www.jesconet.co.jp/>
- **低濃度PCB廃棄物**：無害化処理認定施設 全国10か所
県許可施設 1か所（岡山県）



■ 処分費用の軽減措置

高濃度PCB廃棄物を中小企業者等が処分する場合、その費用の70%が軽減される措置があります。詳細はJESCOに問い合わせるか下記URLを参照してください。

http://www.jesconet.co.jp/customer/discount_03.html



適正保管

■ 適正保管について

処分するまでの期間、PCB廃棄物を適正に保管・管理しなければなりません。

（廃棄物処理法施行規則第8条の13）

○ 誤廃棄を防止するため、PCB廃棄物であることを示すラベルの貼付をしてください。

○ 保管場所は雨水が当たらない場所とし、その周囲に囲いを設け、特別管理産業廃棄物を保管している旨の表示をしてください。

○ PCBが環境中に飛散・流出・地下浸透しないように、トランス等を鋼製容器やオイルパンに収納してください。

○ 地震等による転倒を防止するため、保管容器内にパッキング材を詰めたり、保管容器を固定してください。

■ 漏洩した廃電気機器の処置

長期間の保管による腐食の進行や転倒による損傷等で、PCBが漏洩するおそれがあります。漏洩したときは、鋼製容器への収納又は目止め材による補修を行ってください。

■ 高濃度PCB使用電気機器の判別

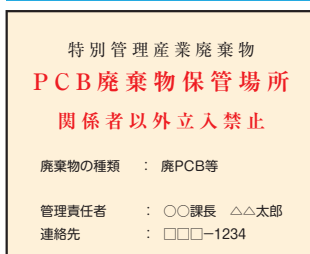
高濃度PCBを使用したトランス、コンデンサ等（高濃度PCB廃棄物）か否かは、銘板に記載されている情報から判断できます。昭和47年以前に製造された一部のものが該当します。詳細については（一社）日本電機工業会ホームページを参照してください。

http://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/pcb_hanbetsu.html

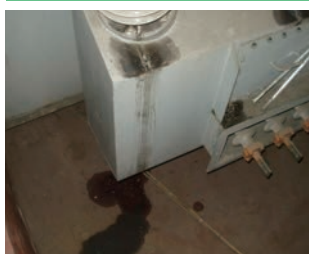
適正保管の例



保管場所表示の例



漏洩廃電気機器の例



にじみ漏れの例（悪い例）

漏洩補修の例



目止め材による補修例

■ 絶縁油中のPCB分析

高濃度PCB使用電気機器に該当しない電気機器については、絶縁油のPCB分析を行い、微量のPCB汚染の有無について確認する必要があります。電気機器の製造年によってはPCBの汚染がないことが確認されています。詳細は裏面にある問い合わせ窓口まで連絡してください。

■ 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

PCB廃棄物を保管する事業者は、事業場ごとに、資格要件を満たした特別管理産業廃棄物管理責任者をおかなければなりません。特別管理産業廃棄物管理責任者は、PCB特別措置法に基づく届出や適正な保管・処理等についての実務を行います。

